

中小企業がんばれ応援事業補助金

新型コロナウイルスにより影響を受けている中小企業や個人事業主の皆さんへ

市では、新型コロナウイルス感染症の影響によって業績が悪化した事業者を支援するため、経営維持、設備投資、販路開拓などに幅広くご利用いただける補助金を創設し、中小企業の皆さんを支援しています。

対象 ※次の要件のいずれにも該当する事業者

- (1)市内に事業所を有する法人または個人事業主（市内に住所を有している者に限る）で、中小企業基本法上の中小企業であること
- (2)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月以降で最も減少した月の売上が、前年同月比などで30%以上減少していること
- (3)市税等の滞納がないこと
- (4)大垣市暴力団排除条例に該当する法人または個人でないこと

補助金額

補助対象経費の2分の1 ※上限30万円で1回限り

補助対象 ※下表のとおり

国・県などの補助金の交付を受けていない、または申請を行っていない事業で、令和2年度内に支払いを終えるものを対象とします。

必要書類

- (1)大垣市中小企業がんばれ応援事業補助金交付申請書
- (2)事業計画書および収支予算書兼補助対象経費積算明細書
- (3)市内に事業所を有する法人または個人事業主（市内に住

所を有している者に限る）であることが分かる書類（法人事業概況説明書の控え、履歴事項全部証明書、直近の所得税確定申告書の控えなどの写し）

- (4)30%以上の売上減少が分かる書類

- (5)市税の完納証明書

- (6)大垣市中小企業がんばれ応援事業補助金からの暴力団排除に関する確約書

申請方法

令和3年2月26日（消印有効）までに、必要事項を記入・押印のうえ、新型コロナウイルスの感染防止のため、郵送で商工観光課緊急経済対策担当（〒503-8601 丸之内2-29、☎47-8596）へ。

こんなことにご活用いただけます！

- ・テレワーク、作業効率向上のために
パソコンやプリンターの購入など



- ・広告でお店をPRするために
雑誌、チラシへの広告掲載など



- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のために
空気清浄機や消毒液の購入など



- ・人材確保のために
オンライン就職転職フェアへの参加など

- ・省エネで固定経費削減を図るために
エアコンの更新など

補助事業

補助事業	補助対象経費の例
新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの実施に係る機器、ソフトウェアなどの導入に要する経費 ・パーテーションや仕切り板などの購入に要する経費
経営再建に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルティングに要する経費 ・事業用資産（設備、建物、土地など）の売却に要する経費
商品開発に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな商品や製品、サービスの開発に要する経費 ・新たな商品や製品、サービスの生産、販売に必要な設備導入に要する経費
売上向上や販路開拓に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットなどを活用した新たな販路開拓に要する経費 ・インターネット販売の追加、強化に要する経費
固定経費削減に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・作業効率を大幅に向上させる機器などの導入に要する経費 ・省エネ効果のある機器などへの更新に要する経費
人材育成・確保に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員のスキルアップのための研修に要する経費 ・eラーニングなどを活用した研修に要する経費 ・就職、転職情報サイトへの掲載に要する経費
働き方改革・職場環境改善に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・サテライトオフィス（試験導入も含む）の導入に要する経費 ・働き方改革、生産性向上などのコンサルティングに要する経費
広告・宣伝に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策のPRに要する経費 ・ホームページの開設、充実強化に要する経費 ・新聞、雑誌、インターネットなどへの広告に要する経費 ・チラシ、DMなどの作成、発送に要する経費

対象要件や必要書類など詳しくは、市HPをご覧ください



市HP

社労士や税理士などへの手数料を一部負担

申請手続支援事業補助金

- ◆対象／令和2年1月以降の売上が前年同月比などで50%以上減少した市内の中小企業者・個人事業主
- ◆補助金額／補助対象経費の2分の1 ※上限10万円で1回限り
- ◆補助対象／新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策に関する申請による費用のうち、国・県などの補助金の交付を受けていない、または申請を行っていない事業を対象に、社会保険労務士や税理士などに支払う事務手数料
- ◆申請方法／令和3年2月26日（消印有効）までに、必要事項を記入・押印のうえ、新型コロナウイルスの感染防止のため、郵送で商工観光課緊急経済対策担当（〒503-8601 丸之内2-29、☎47-8596）へ



対象要件や必要書類など詳しくは、市HPをご覧ください



市HP

新型コロナ対策実施店舗をPRする
ステッカーを配布します！

県では、「コロナ社会を生き抜く行動指針」や業界ごとのガイドラインに沿った感染防止対策をオール岐阜で進めています。

今回、各事業所や店舗などが感染防止対策を実施していることをわかりやすくPRするため、新型コロナ対策実施店舗向けステッカーの申し込みが開始されました。

市内の事業者で、配布を希望される場合は、市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（☎81-4111 内線5409）へ申し込みをお願いします。

入手方法など詳しくは、県HPでご確認ください。



県HP

- ◆対象／小売業、サービス業などすべての事業者
- ◆ステッカーの配布／店舗ごとに2枚まで ※郵送により配布
- ◆申込／8月31日（必着）までに、申込書および宣言書（県HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、原則、郵送で市社会福祉課（〒503-8601 丸之内2-29）へ



ステッカー（見本）